

〔電子申請添付書類チェックリスト（臨時報告）〕

紙での郵送を希望される方は、下段の注意事項をご覧ください。

□添付1:施行規則第12条第11項の規定による臨時報告書（様式第15）Wordファイル

以下の書類については、PDFファイルで添付してください。

□添付2:定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

□添付3:履歴事項全部証明書の写し（臨時報告基準日以降に発行されたもの）

□添付4:株主名簿の写し(原本証明が必要) 臨時贈与報告基準日（相続開始の日）で株式相続後のもの

□添付5:臨時贈与報告基準事業年度（「直前の年次報告の報告基準日の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）の決算関係書類等

⇒決算書類のほかに、

《ケース1》では、添付6：事業所の建物の謄本や賃貸借契約書の写し、及び、添付7：売買契約書、請求書等の写し(前回基準日の月から臨時報告基準日までの間、毎年1ヶ月分(1件)を選定し添付)、
《ケース2》では、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

□添付8:報告する企業が、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

□添付9:特定特別子会社に関する誓約書

□添付10:その他、確認の参考となる書類（必要な場合のみ）

□添付11:会社と問合せ先の担当者の名刺

紙の郵送での手続きを希望される場合

1. 報告書は2部お送りください。
 2. 履歴事項全部証明書は原本をお送りください。
 3. 確認書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等をお送りください。
- その他は電子申請用のマニュアル等に記載されている通りです。提出先へご郵送ください。

臨時報告書の提出書類と記載例（R8.10版）

●電子申請について

本県における電子申請は、提出書類のすべて（ワードファイルまたはPDFファイル形式）を、県の電子申請システム【e-kanagawa】にアップロードしていただくものです。

これまでのように、履歴事項全部証明書等の原本の提出や確認書返信用レターパックの同封は不要です。

なお、確認書の交付については、電子申請時に登録されるメールアドレス宛に送付します（申請者（認定中小企業者）への確認書の送付は必須となります。）。

手続き方法は、12 ページをご覧ください。

●提出書類

【報告書（Word ファイルで提出）】

『施行規則第12条第11項の規定による臨時報告書』（様式第15）

【添付書類（全てPDFファイルで提出）】 ※複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

1. 定款の写し（原本証明が必要）

- ・ 臨時贈与報告基準日（相続開始の日）において有効な定款の写しを添付してください。
- ・ この写しに、報告日と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・ 原本証明は定款とは別葉にして添える形式でも構いません。
- ・ 会社名、所在地、目的、株式発行の有無等の変更をしているが定款を改訂していない（履歴事項全部証明書と異なる）場合は、変更した際の議事録の写し等をあわせて添付してください。

<原本証明の例>

この写しは、臨時贈与報告基準日（令和●年●月●日）における当
社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

株式会社○○製作所

代表取締役 ○○ ○○

2. 履歴事項全部証明書の写し（臨時贈与報告基準日以後に発行されたもの）

- ・ 臨時贈与報告基準日（相続開始の日）以降に取得したもの
- ・ 登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
- ・ 先代が取締役の場合には、退任日（死亡日）が記載されているもの。

3. 株主名簿の写し（原本証明が必要）※相続開始の日のもの

- ・臨時贈与報告基準日（相続開始の日）で遺産分割協議等による株式の移動後のものとしてください。
- ・報告日と同日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・持分会社の場合は、上記 1.の定款で出資者を確認します（ただし、持ち分は移動後のものであることが必要です）。
- ・自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第 308 条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の 25%以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権がない株式に御注意ください。

株主名簿

令和〇年〇月〇日

氏名	住所	株式数	議決権数

原本証明

4. 臨時贈与報告基準事業年度の決算関係書類等

《ケース 1》従業員数 5 人以上の企業

以下の全ての要件を満たしている場合（規則 6 条 2 項各号に掲げる事業実態要件を満たしている場合）

- ☐ 常時使用する従業員（後継者と生計を一つにする親族を除く）が 5 人以上いること
- ☐ 事務所、店舗、工場などを所有している又は賃借していること
- ☐ 臨時贈与報告基準日（相続開始日）までに引き続いて事業を行っていること

* 特定資産等に係る明細表の（1）～（30）欄の記載が不要になります（空欄でよい）。

① 臨時贈与報告基準事業年度（「臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1 回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）に関する決算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・勘定科目内訳書

② 事業実態を証する書類

- ・本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（最新の建物の謄本等や賃貸借契約書の写しなど）
- ・商品販売、役務提供などの業務を、前回の基準以降、今回の臨時贈与報告基準日まで引き続いて行っていることがわかる書類

売買契約書・請負契約書等又は取引先等が発行した請求書・納品書等の写し：前回の基準日の月から今回の臨時贈与報告基準日の月までの間、毎年 1 ヶ月分(1 件)を選定し添付。

《ケース2》従業員数5人未満の企業

ケース1に該当しない場合（事業実態要件を満たさない場合）

① 臨時贈与報告基準事業年度（「臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）に関する決算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・勘定科目内訳書
- ・法人税申告書別表4の写し

② 臨時報告書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類

- 臨時報告書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（※4を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて直前以降の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表
 - ・同上の当該特別子会社の事業年度に関する決算書類〔当該特別子会社が事業実態要件を満たす場合はケース1と同様の書類（明細表（1）～(30)欄の記載省略も同様）及び従業員数証明書（証明書類含む）。満たさない場合はケース2と同様。〕
- 臨時報告書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
- 臨時報告書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
 - ⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
- 有価証券、不動産、車両等を売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）

③ やむを得ない事由により資産保有型等に該当した場合に6ヶ月以内に解消したことを証する書類

- ・資産保有型等が解消したことがわかる特定資産明細表又は計算書など
- ・特定資産明細表又は計算書の日時や金額の根拠を証する書類（試算表、元帳など）

（注意）事業実態要件の欠落（常時使用する従業員が5人未満になる等）については、「やむを得ない事由」に該当しません。資産管理会社（資産保有型等が常態である会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りになるので注意が必要です。

5. 臨時贈与報告基準期間において、申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓 約 書	
令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	
	株式会社○○製作所 代表取締役 ○○ ○○
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による臨時報告をするにあたり、当社は、臨時贈与報告基準期間において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。	

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※臨時贈与報告基準期間とは、臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日から臨時贈与報告基準日までの期間になります。

6. 特定特別子会社に関する誓約書

報告基準期間に、特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと等を誓約するものです。

（例1）特定特別子会社がある場合

誓 約 書	
令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	
	株式会社○○製作所 代表取締役 ○○ ○○
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、臨時贈与報告基準期間において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する風俗営業会社に該当しないことを誓約します。	
記	
○○○○株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）	

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

(例2) 特定特別子会社がない場合（特別子会社はあるが、特定特別子会社に該当しない場合も含む）

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、臨時贈与報告基準期間において、当社には同法施行規則で規定する特定特別子会社がないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

7. その他、臨時報告の参考となる書類

- ・臨時報告に関して、参考となる資料をいただくことがあります。

8. 会社と問合せ先の担当者の名刺

（注意）

- ・臨時報告は、事業継続期間の5年間に経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に報告するものです。なお、納税猶予を受けている贈与税は免除となりますが、贈与対象株式は贈与時に相続があったとみなされ相続税が課税されます。
- ・納税猶予を継続するために切替確認申請（納税猶予継続手続き）をされる場合には臨時報告は不要です。

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で御確認ください。

様式第 15

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 11 項の規定による
臨時報告書

神奈川県知事 殿

令和〇年〇月〇日

郵便番号 243-0435
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1
会社名 株式会社かながわ中小企業
電話番号 046-235-5620
代表者の氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）
第 12 条第 11 項の規定（当該規定が準用される場合を含む）により、下記の事項を報告し
ます。

記

1 報告者の種別について

報告者の種別	☐ 第一種特別贈与認定中小企業者	☐ 第二種特別贈与認定中小企業者
	☒ 第一種特例贈与認定中小企業者	☐ 第二種特例贈与認定中小企業者
報告者に係る 認定年月日等	認定年月日及び番号	令和〇年〇月〇日（企支第××××号）
	贈与認定申請基準日	令和〇年10月15日
	臨時贈与報告基準日	令和〇年11月10日
	臨時贈与報告基準期間	令和〇年3月16日から令和〇年11月10日
	臨時贈与報告基準事業年度	令和〇年4月1日から令和〇年3月31日

報告会社の発行株式総数に係る議決権の数を記載してください（単元株を設定している場合には、株
式総数と議決権数が異なるのでご注意ください（以下同様））。なお、自己株式や完全に議決権のない種
類株式、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第 308 条により議決権行使ができない場合：申請会社
が議決権数の 25%以上を保有する会社が保有する株式等）など、議決権のない株式は含めません。

2 経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日における総株主等議決権数	(a) 1,000個
氏名	神奈川 後継
住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1
臨時贈与報告基準日における同族関係者との保有議決権数の合	(b)+(c) 875個

臨時報告書を提出する日。
なお、申請の期限は相続開
始の日の翌日から8ヶ月を経
過する日です。
申請の期限が土日祝日の場
合は、次の平日が期限となり
ます。（当日消印有効）

会社所在地、会社名、代表
者の氏名は、会社の登記簿謄
本と同様の記載とします。代
表者の氏名は記名でも差し支
えありません（押印不要）。

認定申請時の種別をレ点又
は黒塗りでチェックします。
用語の意味は次のとおりで
す。
第一種：先代経営者
第二種：先代経営者以外の株主
特 別：従来（一般）措置
特 例：特例措置

認定書右上に記載のものと
す。番号は年月日の上段に記載
しています。

臨時贈与報告基準日は相続
発生日（先代の死亡日）になり
ます。

臨時贈与報告基準期間と
は、臨時贈与報告基準日の直
前の年次報告基準日（1回目
の年次報告より前の時は、認
定申請基準日）の翌日から臨
時贈与報告基準日までの期間
になります。

臨時贈与報告基準事業年度
とは、「臨時贈与報告基準日
の直前の年次報告基準日（1回
目の年次報告より前の時は、
認定申請基準日）の翌日の属
する事業年度」から「臨時贈
与報告基準日の翌日の属する
事業年度の直前の事業年度」に
なります。

7

計及びその割合			(b)+(c)/(a)	87.5%	臨時贈与報告基準日（相続開始日）の後継者（現代表）と親族の保有議決権数等について、前頁の個数から記載してください。パーセンテージは、小数点第1位まで記載＝第2位以下切り捨てです（以下全頁同様）。
臨時贈与報告基準日における保有議決権数及びその割合			(b)	700個	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)			(b)/(a)	70.0%	租税特別措置法該当規定に、レ点 or 黒塗りでチェック。 第70条の7：贈与税（一般） 7の5：贈与税（特例）
□第70条の7 ☒ 第70条の7の5			600個		
(*1)のうち臨時贈与報告基準日までに譲渡した数			0個		経営承継受贈者（後継者）が「納税猶予対象株式を継続して保有していること」の要件確認です。従って、この欄は、0個でないと取消事由に該当してしまいます。
臨時贈与報告基準日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合		
	神奈川 妻子	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(c)	100個	
	横浜 長女	神奈川県横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地	(c)/(a)	10.0%	
	神奈川中小物流(株)	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(c)/(a)	2.5%	
議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第308条により議決権行使ができない場合は含めません。			5.0%		議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第308条により議決権行使ができない場合は含めません。

3 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 ☐ 無 ☒
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名） 住所（会社所在地）

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）の発行の有無をレ点又は黒塗りでください。発行している場合には保有者の住所、氏名を記載します。

4 認定中小企業者等について

主たる事業内容	機械部品の製造	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円	
臨時贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2,500,000円	
臨時贈与報告基準日における準備金の額	2,500,000円	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—	
認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与の時の100分の80の数
	(a) 98人	(a)×80/100 78人

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

この計算において、端数があるときは、その端数を切捨てた数を記載してください。
(例) 98人×80/100=78.4人 ⇒78人（端数切捨て）

臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数並びに常時使用する従業員の数の平均	令和○年 3 月 15 日	97人	臨時贈与雇用判定期間（認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間）内における各年次報告基準日の従業員数及びこれらの平均人数（平均人数に端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載してください。			
	令和○年 3 月 15 日	98人				
	令和○年 3 月 15 日	96人				
	年 月 日	人				
	常時使用する従業員の数の平均	97人				
臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名	令和○年 3 月 16 日から令和○年 11 月 10 日まで	神奈川 後継	従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、明細表の(1)～(30)欄の記載は省略できます。ただし、その場合においても、臨時贈与基準事業年度、総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）の欄は記載します。			
	年 月 日から 年 月 日まで					
事業年度が複数年になる場合は、明細表を追加して作成してください！						
臨時贈与報告基準事業年度（令和○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 31 日まで）における特定資産等に係る明細表						
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分（※3を除く。）	神奈川中小物流㈱の株式 200 株		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円	有価証券とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項の有価証券及び第 2 項のみなし有価証券が該当します。 内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分（※3）	—		(2) — 円	(13) — 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A 社株式 20,000 株		(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円	
不動産	現に自ら使用しているもの	海老名市下今泉 705-1 の土地 600 m ² のうち 3 分の 2 部分	自己使用（本社事務所）	(4) 100,000,000 円	(15) 0 円	不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。 内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。 利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。 ＜自ら使用の例＞ 本社、支店、工場、従業員宿舎 ＜自ら使用ではない例＞ 販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地 帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載してください。 運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。
		同上の建物のうち 1 階部分		4,800,000 円		
		上記に係る建物付属設備（電気工事一式）		480,000 円		

	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉705-1の土地600㎡のうち3分の1部分 同上の建物のうち2階部分 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	第三者に賃貸（神奈川中小物流㈱本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,400,000 円 240,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的な方法により土地なども按分して記載してください。 ⇒計算明細及び根拠資料（土地・建物謄本、建物平面図など）資料添付。 この記載例では、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と使用していない欄に分けて記載してください。
		横浜市中区日本大通1の建物	遊休資産	0 円	40,000,000 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) — 円	(17) — 円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫等が該当します。
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフ倶楽部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利用券	遊休資産	0 円	100,000 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形的文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) — 円	(19) — 円	絵画、彫刻、工芸品その他の有形的文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫等が該当します。
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 50,000,000 円 23,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円	期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを3百万で売却し期末の帳簿価額は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	神奈川先代に対する短期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	
		未収入金	神奈川中小物流㈱に対する未収入金	40,000,000 円	0 円	
						「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。 利用状況欄は、貸付金・未収入金の債務者又は会社名を記載してください。

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 479,140,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 43,570,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) －円
		損金不算入となる給与	(28) －円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) 47.9%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 8.7%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		450,000,000 円	

損益計算書の売上高を記載（この欄は省略できません）。

「総収入金額」は、損益計算書の「売上高＋営業外収益＋特別利益」の合計額を記載します。
ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなども下取り額で計算します。

「剰余金の配当等」は、当該期間中に経営承継相続人及びその同族関係者に支払われた剰余金や配当金の合計額を記入します。
「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。

例えば、設備投資のために銀行借入をした場合など、事業の都合上やむを得ず一時的に特定資産の割合が70%以上になった場合、6ヶ月以内に解消された場合には、資産保有型会社とみなさず認定を受けることができます。

複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。
＜特別子会社＞
申請会社とその代表者及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なります。
＜特定特別子会社＞
特別子会社のうち、申請会社とその代表者及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指します。

5 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

6 相続の開始の時点における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当		
会社名	神奈川中小物流株式会社		
会社所在地	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円		
常時使用する従業員の数	15 人		
総株主等議決権数	(a)	1,000 個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 後継	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社かながわ 中小企業	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください（別紙可）。

●電子申請の手順

- ① e-kanagawaで検索
- ② オンライン申請手続きをクリック
- ④ キーワードで探す (臨時報告で検索)

E-KANAGAWA
神奈川県
電子申請システム

[初めてご利用の方へ](#)
[手続き検索](#)
[申請状況確認](#)
[職責署名検証](#)
ログイン

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す
臨時報告

[手続き一覧](#)

2025年09月08日 10時58分 現在

☐ 類義語検索を行う

受付開始日時 降順 ▼

20件ずつ表示 ▼

●電子申請入力画面

臨時報告書の種別と種別毎の報告件数 必須

報告する臨時報告書の種別を選択してください。
 選択した種別を複数提出する場合は、種別毎の報告件数を入力してください。

☐ 第一種特例贈与(件)

☐ 第二種特例贈与(件)

今回提出する報告書の種別毎の件数を入力してください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

申請者情報

申請者(法人名) 必須

臨時報告を提出する法人名を正式名称で入力してください(「株」などの略称は不可)。

今回提出する報告書に記載されている会社名を入力してください。

申請者の担当者名 必須

氏 名

申請者の担当者のメールアドレス 必須

メールアドレス

ここで登録したメールアドレス宛に確認書を電子交付します。
 申請者への確認書の送付は必須となります。

申請者の担当者の電話番号 必須

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

問合せ先

問合せ先(法人名等)

申請者と問合せ先が異なる場合は、問合せ先の法人名又は事務所名を入力してください。

今回提出する報告書について、申請者とは別に問合せ先がある場合は、法人名又は事務所名を入力してください。

問合せ先の担当者名

氏 名

問合せ先の担当者のメールアドレス

メールアドレス

ここで登録したメールアドレス宛に確認書を電子交付します。

問合せ先の担当者の電話番号

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

問合せ先に入力がある場合は、ここで登録した電話番号宛に県から修正依頼の連絡をします。

添付1：臨時報告書(様式第15、Wordファイルで添付) 添付ファイル 必須

以下、原則としてPDFファイルで添付してください。

添付2：定款の写し(原本証明が必要) 添付ファイル 必須

変更事項を改定していない場合は議事録の写し等を添付してください。

今回提出する報告書をWordファイルで添付してください。

複数同時申請する場合は、報告書以外の添付資料については、重複書類の省略は可です。

添付3：履歴事項全部証明書の写し(臨時報告基準日以降に発行されたもの) 添付ファイル 必須

・登記情報提供サービス利用の印刷物は不可

添付4：株主名簿の写し(原本証明が必要) 添付ファイル 必須

添付5：報告基準事業年度の決算関係書類等 添付ファイル 必須

申請フォームでは、添付ファイルの一時保存ができません。全ての報告書・添付書類を作成・データ化してから、申請フォームの入力に進んでください。

添付6：事業実態を証する書類(従業員5人以上の場合は必須)

添付ファイル

本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（最新の建物の謄本等や賃貸借契約書の写しなど）

添付7：事業実態を証する書類(従業員5人以上の場合は必須)

添付ファイル

商品販売、役務提供などの業務を前回の基準日（1回目の時は認定申請基準日、2回目以降は前回の報告基準日）以降今回の報告基準日まで、引き続いて行っていることがわかる書類
売買契約書・請負契約書等又は取引先等が発行した請求書・納品書等の写し：前回の基準日の月から今回の臨時報告基準日の月までの間、毎年1ヶ月分(1件)を選定し添付。

添付8：報告する企業が、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

必須

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

添付9：特定特別子会社に関する誓約書

必須

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

添付10：その他

添付ファイル

添付11：会社と問合せ先の担当者の名刺等

添付ファイル

必須

〔問合せ・提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が紙の報告書の提出先になります。なお、お問合せについては電話のみの対応となります。

名 称	提 出 先(紙の場合)	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748

〔電子申請システムの操作に関するお問合せ先(コールセンター)〕

システム操作に係る不明点が解決しない場合は、次のコールセンターにお問い合わせください。

【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】

固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）

携帯電話：0570-041-001（有料）

（9：00～17：00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

※手続内容に係る問合せについては、かながわ中小企業成長支援ステーションにお問い合わせください。